令和4年度事業計画

1 基本方針

少子高齢化・人口減少、規制緩和策など経済・社会が大きく変わるなか、社会福祉 法人制度改革を盛り込んだ改正社会福祉法により、社会福祉法人の経営環境も大きく 変化しております。

社会福祉法人は、高い公益性を踏まえた経営実践を通し、安定的かつ質の高い社会福祉のサービス提供を行うだけではなく、地域共生社会実現への中核的な担い手として存在意義を発揮し、社会福祉の向上に寄与するため社会的な使命を果たしていかなければなりません。

そこで、会員である社会福祉法人がこのような要請に応え、地域に暮らす人々に安心をもたらし、かつ信頼される社会福祉法人となるため、地域における公益的な取り組み、社会福祉法人の経営者として必要な研修会の実施、社会福祉に関する最新の情報の提供や調査研究などを行い、地域福祉の向上に貢献してまいります。

また、近年多発する災害を踏まえ、「北関東・信越ブロック災害時相互応援協定」に基づく対応並びに、県及び関係団体と連携しながら、平時から災害時に避難所等へ派遣する災害福祉支援ネットワーク体制整備の推進を諮ってまいります。

さらに、依然として新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがつかない状況においても、会員法人とともにコロナ禍を乗り越えるため、オンライン等の活用も含めた 各種事業に取り組んでまいります。

2 重点事業

(1) 研修会の開催

社会福祉施設の経営者として必要な知識を習得するため、経営者等を対象とした 研修会を年3回程度開催し、全国経営協との共催事業「都道府県セミナー」が開催 される場合は随時対応をする。

なお、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、集合での開催が困難な場合には、オンラインにより開催する。

(2)「いばらき生活支援事業」の実施及び会員組織で行う社会貢献活動への支援

社会福祉法の改正に対し、全社会福祉法人が地域課題に即した「地域における公益的な取組み」をより一層推進するため、会員法人の協働による社会貢献活動事業として、生活困窮者及びひきこもり者を対象とした「いばらき生活支援事業」の継続実施や、それぞれの会員法人が地域で行う活動を支援する。

なお、いばらき生活支援事業においては、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、 受け入れ施設と連携して実施する。

(3) 人材確保活動

福祉人材の確保にあたって、茨城県、ハローワーク及び福祉人材センターとの連

携を図り、職員処遇向上の取り組みや魅力ある職場づくりの実現に向けた施策を検討するとともに、「働き方改革」への対応と働きやすい環境づくりが整備できるよう支援する。

(4) 予算要望活動

社会福祉の推進に寄与するため、茨城県等に対する予算要望活動を行う。

(5) 会員加入の促進

会員以外にも研修会開催案内を送付するなど、本会の事業を周知し、新規会員の加入促進を図る。

(6) 関係機関等との連携

関係機関、団体との連携を密にし、本会事業の円滑な運営を図る。

(7) 災害体制の構築

- ① 茨城県災害福祉支援ネットワーク体制整備について、県及び関係団体との連携及び協力を行う。
- ② 全国経営協北関東・信越ブロック協議会災害時相互応援協定における、各種別との連携について検討を行う。
- (8) 全国・茨城県経営青年会活動の支援 経営青年会活動を支援する。

3 会議等の開催

- (1) 正副会長会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3)総会の開催
- (4) 専門委員会の開催
- (5) 関係機関との意見交換会、懇談会の開催

4 その他

- (1) ホームページの運営・管理
- (2) 茨城県災害福祉支援ネットワーク体制整備への協力
- (3) 全国経営協北関東・信越ブロック協議会災害時相互応援協定に基づく支援
- (4) 全国経営協北関東・信越ブロック協議会会長会議への参画